

静岡県後期高齢者医療広域連合告示第3号



地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算、平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり公表する。

平成20年2月12日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 小 嶋 善





議案第4号

平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,538,351千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年2月7日提出

平成20年2月7日 原案可決
静岡県後期高齢者医療広域連合長 小嶋善吉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び 負担金		417,410	0	417,410
	分担金	417,410	0	417,410
2 国庫支出金		1	1,120,937	1,120,938
	国庫補助金	1	1,120,937	1,120,938
3 繰越金		1	0	1
	繰越金	1	0	1
4 諸収入		2	0	2
	預金利子	1	0	1
	雑入	1	0	1
歳 入 合 計		417,414	1,120,937	1,538,351

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,239	0	1,239
	議会費	1,239	0	1,239
2 総務費		396,299	1,120,937	1,517,236
	総務管理費	395,789	1,120,937	1,516,726
	選挙費	62	0	62
	監査委員費	448	0	448
3 予備費		19,876	0	19,876
	予備費	19,876	0	19,876
歳 出 合 計		417,414	1,120,937	1,538,351



議案第5号

平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,931千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳入歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

平成20年2月7日提出

平成20年2月7日原案可決
静岡県後期高齢者医療広域連合長 小嶋善吉

平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算書

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		133,737
	1 負担金	133,737
2 国庫支出金		3,913
	1 国庫負担金	3,913
3 県支出金		3,913
	1 県負担金	3,913
4 財産収入		21
	1 財産運用収入	21
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰越金		10,344
	1 繰越金	10,344
7 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合計	151,931

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 議 会 費		1,029
	1 議 会 費	1,029
2 総 務 費		140,576
	1 総 務 管 理 費	140,138
	2 選 挙 費	102
	3 監 査 委 員 費	336
3 民 生 費		7,826
	1 社 会 福 祉 費	7,826
4 予 備 費		2,500
	1 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		151,931



議案第6号

平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
予算

平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計
の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ268,636,205千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出
予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最
高額は、20,000,000千円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の
経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するもの
とする。

平成20年2月7日提出

平成20年2月7日 原案可決
静岡県後期高齢者医療広域連合長 小嶋善吉

平成20年度静岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療事業特別会計予算書

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 市 町 支 出 金		51,539,442
	1 市 町 負 担 金	51,539,442
2 国 庫 支 出 金		79,540,628
	1 国 庫 負 担 金	60,766,053
	2 国 庫 補 助 金	18,774,575
3 県 支 出 金		20,622,173
	1 県 負 担 金	20,622,173
4 支 払 基 金 交 付 金		115,692,880
	1 支 払 基 金 交 付 金	115,692,880
5 特別高額医療費共同事業交付金		111,610
	1 特別高額医療費共同事業交付金	111,610
6 財 産 収 入		2,380
	1 財 産 運 用 収 入	2,380
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,127,084
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,826
	2 基 金 繰 入 金	1,119,258
9 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金		1
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1

(単位:千円)

款	項	金額
10 諸 収 入		6
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3
歳 入	合 計	268,636,205

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		1,247,326
	1 総務管理費	1,247,326
2 保険給付費		264,626,345
	1 療養諸費	261,107,091
	2 高額療養諸費	2,313,604
	3 その他医療給付費	1,205,650
3 県財政安定化基金拠出金		254,070
	1 県財政安定化基金拠出金	254,070
4 特別高額医療費共同事業拠出金		112,002
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	112,002
5 保健事業費		827,149
	1 健康保持増進事業費	827,149
6 基金積立金		2,380
	1 基金積立金	2,380
7 公債費		3,896
	1 公債費	3,896
8 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
9 予備費		1,562,037
	1 予備費	1,562,037
歳出	合計	268,636,205